

自治体におけるAIの利用に関する ワーキンググループ (第5回)

AI新法及び政府の閣議決定文書

**令和7年6月
総務省**

本ワーキンググループの進め方

1月 23日	第1回WG	・キックオフ（WGの目的、趣旨、進め方など）
3月 5日	第2回WG	・実際のユースケースや自治体への聞取り等を踏まえ、業務効率化等が見込める業務や導入・利用に当たっての課題等を議論
4月 18日	第3回WG	・政府におけるルール策定等の動向等を踏まえつつ、地方公共団体のAI利用に当たっての留意事項やリスク管理等を議論
5月 16日	第4回WG	・政府の取扱い等を踏まえた、AIを利用する上での要機密情報・個人情報の取扱いにおける留意点について議論 ・個人情報保護法における規律といわゆる3年ごと見直し規定に基づく検討状況について個人情報保護委員会から報告 ・「行政通則法的観点からのAI利活用調査研究会」の議論状況を行政管理局から報告
6月 20日	第5回WG	・AI新法及び政府の閣議決定文書について報告 ・第4回WGまでの議論を踏まえ、論点の整理や報告書の骨子など、報告書のとりまとめに向けて議論
7月 23日	第6回WG	報告書案について議論

AI新法及び骨太の方針

- 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案は、令和7年5月28日参議院本会議において可決され、成立した。同法は、令和7年6月4日公布・施行となった。

※ ただし、第三章（人工知能基本計画（第十八条））及び第四章（人工知能戦略本部（第十九条—第二十八条））並びに附則第三条及び第四条の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（抄）

（目的） 第一条

この法律は、人工知能関連技術が我が国の経済社会の発展の基盤となる技術であることに鑑み、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策について、**基本理念並びに人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する基本的な計画の策定**その他の施策の基本となる事項を定めるとともに、**人工知能戦略本部を設置することにより**、科学技術・イノベーション基本法（平成七年法律第百三十号）及びデジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）その他の関係法律による施策と相まって、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する**施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的**とする。

「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）（抄）

（A I・半導体）

A I 法に基づき、イノベーション促進とリスク対応を両立しつつ、A Iの研究開発・活用等を進めるとともに、人材の育成・確保を行う。質の高いデータ整備、研究開発力の強化や利活用、計算資源・情報通信基盤のインフラの高度化を進める。**社会全体へのA I実装の促進に向け、政府が率先してA Iを活用する。そのため、内部開発により政府等のA I基盤を構築するとともに、生成A Iの調達・利活用ガイドラインに基づき、ガバナンスを確保する。**

デジタル社会の実現に向けた重点計画

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 7 年 6 月 1 3 日閣議決定）（抄）

社会全体への AI 実装を促進し、生産性の向上やサービスの維持・強化を図るため、今通常国会において成立した「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律」に基づき、AI の社会での活用に向けた政府の体制整備を円滑に実施するとともに、**政府が率先して安全・安心な AI 活用を進める**。これまでデジタル庁を中心に実施されてきた生成 AI の検証事業や「AI アイデアソン・ハッカソン」等によるユースケースの掘り起こし結果等を踏まえ、同庁の内部開発を更に加速させるための環境を整備した上で、同庁の内部開発により政府等における AI 基盤（ガバメント AI（仮称））を構築するとともに、AI 利活用に資する政府保有データの整備・普及を行う。**併せて、「行政の進化と革新のための生成 AI の調達・利活用に係るガイドライン」に基づき、各府省庁への AI 統括責任者（CAIO）を設置するとともに、デジタル社会推進会議に先進的 AI 利活用アドバイザリーボードを設置する等 AI のガバナンス・推進体制の構築に取り組むことで、生成 AI の利活用促進とリスク管理を表裏一体で進める。**

このような**政府による積極的な生成 AI の利活用に向けた仕組みの整備と併せ、地方公共団体が AI を活用し、各行政事務・サービスの質の維持・向上や業務効率化を図ることを支援するため、政府や地方公共団体と民間事業者との協業を加速させ、地方公共団体が利用しやすい AI サービスの開発を推進する**。このため、デジタル庁の体制を整備した上で、地方公共団体や民間事業者が共創して短期で AI サービスを改善・プロダクト化する仕組みを確立することとし、プロダクト化されたサービスを全国の地方公共団体に展開することで、地方公共団体における積極的な AI サービスの実装を目指す。その際、**特に小規模な地方公共団体が AI 学習用のデータセットや品質ルール等を独自に整備等することは負担が大きいと考えられるため、デジタル庁で今後構築することとしている政府における AI 基盤の開発・実装とセットで、基本的なデータ等の整備に向けたフローを確立するとともに、安全・安心な AI の利活用環境や内部開発が可能な環境を希望する地方公共団体に提供し、行政事務・サービスの観点から特に効果のあったプロンプトやアプリケーション等については、全国の地方公共団体にも共有する。**

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」

（令和7年6月13日閣議決定）（抄）

重要分野での利用や社会課題解決のためにA I活用を推進するとともに、政府や地方自治体等によるA I活用をA Iの社会実装の起点とするため、デジタル庁は、政府等の行政現場でのA I利用環境（ガバメントA I）の提供や利用を通じたA I機能高度化を推進する。

(参考) データ利活用制度の在り方に関する基本方針

「経済財政運営と改革の基本方針2025」(令和7年6月13日閣議決定) (抄)

(デジタル行財政改革)

急激な人口減少に対応するため、利用者起点で我が国の行財政の在り方を見直し、デジタルを最大限に活用して公共サービスの維持・強化と地域経済活性化を進め、社会変革を実現するため「デジタル行財政改革取りまとめ2025」に基づき取組を実行する。国民生活に密着し社会・経済的な重要性が高い分野(教育、子育て、医療、介護、モビリティ、インフラ、防災等)について、利用者起点で規制・制度の見直しやデジタル活用を進めるとともに、国・地方の共通基盤の整備を推進する。**「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」に基づき取組を加速し、データとAIの好循環を確立する**とともに、横断的な法制度について官民データ活用推進基本法の抜本的改正、新法など必要な検討を行い、次期通常国会への法案提出を目指す。これを下支えする個人情報保護法の改正案についても、早期に結論を得て提出を目指す。

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和7年6月13日閣議決定) (抄)

「第5 データ利活用制度の在り方に関する基本方針」

総人口の減少、そして、それを上回るスピードで生産年齢人口の減少に直面する我が国においては、限られた人材で社会や経済の活力を維持し、持続可能な成長を実現していくためには、**データの活用及びそれにより可能となるAIの社会実装こそが、生産性上昇、賃金引上げとともに、生活の質向上や地域の変革をもたらし、豊かで安心できる社会を支える基盤となる。**～(中略)～

このため、政策立案を含め日常の行政事務の各場面でAI・データの利活用を幅広く進めるとともに、**国等(国、独立行政法人や地方公共団体)が保有する行政データの品質向上に取り組むこととし、各府省庁におけるこれらの取組を支援するため、政府内における行政データを含むデータ利活用の分野横断的な統括機能を整備する。**なお、AI・データ利活用は不可欠なものであると考えられることから、悉皆での取組を強制的に進めるというやり方ではなく、現場において急速に進む利活用の実態を把握し、具体的なユースケースから得られた横断的な課題の解消や技術的な支援を行うことなどによって、AI・データの利活用に係る各府省庁の取組を加速・底上げすることが行政データを含むデータ利活用の分野横断的な統括機能に求められることに留意する。